

回 答 書

令和 7 年 6 月 17 日

対馬市長 比田勝 尚喜

下記工事の質問について、下記のとおり回答します。

記

公 告 日	令 和 7 年 5 月 22 日		
工 事 名	消防団拠点施設（美津島第10分団）新築工事		
質 問 事 項		回 答	
参考資料P28（建築工事/プレハブユニット工事）の諸経費に「構造計算費用含む」とあります。		① 工事請負に含みます。 軽量鉄骨造の建物は一般的にプレハブユニット（プレハブ工法）として専門業者が設計施工で請け負うケースが多いと思いますが、本工事でも同様に上屋（軽量鉄骨・屋根・外装・外部建具）をユニット製品として考えて設計採用しています。本計画の構造図は採用している製造業者が構造設計しているため、その費用を諸経費として計上しています。	
① 工事請負に含むと考えるとよいでしょうか。			
② また、含む場合、その構造計算の責任の所在はどの様に考えていますか。			
③ 何の構造計算でしょうか。			
		② 構造計算の責任は設計者にあります。本工事の構造設計者は構造図に表示しています。	
		③ 建築基準法第20条による構造計算です。	